

令和6年度

## 石巻市結婚新生活支援事業補助金

結婚新生活を  
応援します！



新婚世帯の新居購入、家賃、引越費用及びリフォーム費用を補助します。

### 補助対象世帯

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であること。
- ②婚姻日における年齢が夫婦がともに39歳以下であること。
- ③課税（非課税）証明書を基に夫婦の所得の合計が500万円未満であること。  
※申請日時点で貸与型奨学金の返済を夫婦の双方又は一方が行っている場合、当該奨学金の年間返済額を所得から控除した金額とする。
- ④過去に夫婦のいずれもが、この補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤市区町村税に滞納がないこと。

### 補助対象住宅

- ①石巻市に住宅があること。
- ②申請日時点で夫婦の双方又は一方が住民登録している住宅であること。
- ③住宅の取得、賃借、引越及びリフォームに係る費用において、申請日時点で生活保護による住宅扶助又はその他公的制度による補助金の交付を受けていないこと。

### 補助対象費用

結婚に伴い令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った以下の費用の合計額が補助対象となります。

住宅取得費用	住宅（建物のみ）の購入費（住宅ローンの残金を含む。）、工事請負費
住宅賃借費用	住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除した額
引越費用	引越業者又は運送業者への支払った費用
リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用 ※対象外※ 倉庫車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用

※婚姻前の住宅購入、リフォームについては婚姻日から遡り1年以内、かつ、令和6年4月1日以降に支払った費用であること。

### 補助金額

夫婦共に29歳以下の世帯 上限60万円  
30歳以上39歳以下の世帯 上限30万円（夫婦のいずれかが29歳以下の世帯含む）  
※1,000円未満切り捨て

申請受付は令和7年3月31日まで

※予算に限りがありますので、事前に御相談ください。



## 申請から補助金交付までの流れ

### 1 必要書類の提出

下記の書類を提出してください。

申請者共通	<input type="checkbox"/> 石巻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 婚姻の事実が記載された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 夫婦双方の住民票の写し（原本） <input type="checkbox"/> 夫婦双方の直近年度の課税（非課税）証明書 ※所得金額の記載が必要 <input type="checkbox"/> 夫婦双方の直近年度の市区町村税に係る納税証明書（完納証明書又は非課税証明書） <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 通帳等の写し
住宅取得	<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し <input type="checkbox"/> 住宅取得に係る領収書等の写し
住宅賃借の場合	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給状況証明書（様式第2号）（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 住宅賃借に係る領収書等の写し
住宅リフォームの場合	<input type="checkbox"/> 住宅リフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し <input type="checkbox"/> 住宅リフォームに係る領収書等の写し
引越の場合	<input type="checkbox"/> 引越に係る引越業者又は運送業者への支払いに係る領収書等の写し
貸与型奨学金を返済している場合	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

※上記以外の書類の提出を求められることがあります。

### 2 交付（不交付）決定通知

審査の結果を「石巻市結婚新生活支援事業補助金**交付**決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）」、「石巻市結婚新生活支援事業補助金**不交付**決定通知書（様式第4号）」又は「石巻市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書（様式第5号）」により通知いたします。

### 3 補助金の振込み

「石巻市結婚新生活支援事業補助金**交付**決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）」の通知を受け取られた方（世帯）には、申請書が指定する口座に補助金を振り込みます。



お問い合わせ・申請書提出先



受付締切：令和7年3月31日

受付時間：受付期間中の平日午前8時30分から午後5時まで

受付場所：石巻市役所4階 復興企画部SDGs移住定住推進課  
（石巻市穀町14番1号）

問合せ先：石巻市復興企画部SDGs移住定住推進課  
☎0225-95-1111（内線4224・4225）